

省エネ・再エネ東京仕様の改正について

都は、都有施設の改築等において「省エネ・再エネ東京仕様」（令和2年6月改正）を適用し、建築物の熱負荷の低減、省エネ設備、再エネ設備の導入等によりエネルギーの使用の合理化を図り、施設整備を進めてきました。

「ゼロエミッション都庁行動計画」において、都有建築物のゼロエミッション化を目指していくこととしており、この目標に向け、都有施設の改築時等においてZEB[※]化を目指していくため、現行仕様を改正しました。

カーボンハーフに向けた率先的取組として、都有施設の整備にあたっては、「省エネ・再エネ東京仕様」（令和5年1月改正）を最大限活用し、CO₂排出量削減を更に進めてまいります。

※ZEB：省エネ化と再エネ導入により、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指したもの

【改正の概要】

- 目標とする環境性能水準の上乗せ
従来目標の建築物環境計画書制度の最高評価「段階3」に加えZEB化を目指すことを追記

- 省エネ技術項目の見直し
ZEB化に有効なハイグレード高効率空調機、外気取入れ制御、DCモーター換気扇等を原則導入化

【改正の効果】

- 学校モデル1万㎡程度における一次エネルギー消費量（試算）
- 国土交通大臣が定める算出方法における基準一次エネルギー消費量と比較し、約5割削減の見込

ZEB化を目指すに当たっての設計配慮事項を整理した手引き（学校編）を今後公表予定

問い合わせ先
財務局建築保全部技術管理課
5388-2839（内線 27-651）